

福利厚生に「家事代行負担」を

経済産業省が2024年2月に「家事支援サービス福利厚生導入実証事業」を開始した。企業と家事支援サービス事業者が連携し、企業に勤める従業員の家事代行サービスの利用料の一部を国が補助する仕組みで、家事支援が労働生産性向上に与える影響が検証され、将来的な支援制度の拡充が期待される取り組みだ。

20年の国勢調査によると、県の夫婦共働き世帯割合は71.9%と全国平均（69.4%）をやや上回り、労働力状態不詳を除く全世帯数の約7割に上る。共働き世帯が増える一方で、家事・育児の負担は依然として女性に偏っているというデータもある。総務省の「令和3年社会生活基本調査」によると、全国の6歳未満の子どもを持つ世帯では、妻の家事・育児などの家事関連にかかる時間は1日平均7時間28分、夫は1時間54分にとどまるという。

企業にとって、従業員の働きやすさを支援することは重要な経営戦略の一環となりつつある。家事負担を軽減することでワークライフバランスが整い、結果的に企業の生産性向上や離職防止につながる。特に共働き世帯の多い地域では、企業が家事支援策を導入することが、持続可能な働き方の実現につながる。

また、同時に家事育児の分担に男性が主体的に参加しやすい環境づくりも求められる。そのためには、男性の育児休業取得促進だけでなく、家事代行などの外部サービスを積極的に活用し、家庭全体の負担を減らす発想も必要だ。

日本では家事を「家族の役割」と考える風潮が強く、外部に頼ることに抵抗を感じる人も少なくないという。しかし、家事代行サービスを利用することで時間を確保し、仕事や育児に集中できるなら、それは合理的な選択肢の一つだろう。

企業の福利厚生として家事代行サービスの費用を負担することを、ぜひとも具体的な支援策として検討していただきたい。

（会員事業部 主任研究員 奥田 千夏）